（株）プリンスホテルに対する訴えの概要　　２００８年3月１４日日教組

１．原告

（１）日本教職員組合（日教組）

（２）日教組加盟単位組合　　７７組合

（３）第５７次全国教研全体会参加予定組合員　　１８８９名

２．被告

（１）株式会社プリンスホテル

（２）代表取締役　渡辺幸弘、　取締役　後藤高志　等　　１２名

３．請求内容

（１）損害賠償請求（下記に弁護士費用含め）　金３億０３９１万６５７１円

①日教組

a　経済的損害　　２５，７６１，９５６円

b　慰謝料　　１００，０００，０００円

小計　１２５，７６１，９５６円

②７７単位組合

a　経済的損害　　１１，８５１，６１５円

b　慰謝料（各５０万円）　　３８，５００，０００円

小計　　５０，３５１，６１５円

③参加予定組合員

a　慰謝料（各５万円）　小計　　９４，４５０，０００円

合計　２７０，５６３，５７１円

（２）新聞紙上における謝罪広告の掲載

４．請求理由

（１）債務不履行（解除無効）

①２月１日、２日のホテル新高輪宴会場「飛天」利用契約

②２月１日のホテル高輪宴会場プリンスルーム利用契約

③1月３１日～２月４日の４泊分１９０室の宿泊契約

ホテル高輪　　１２０室

ホテル新高輪　　７０室

（２）不法行為

①宴会場利用拒絶及び宿泊拒絶（旅館業法違反）

②仮処分決定違反及び二重契約

③プリンスホテルホームページ及び記者会見における日教組に対する誹謗・中傷による名誉毀損、信用毀損

（３）取締役に対する会社法４２９条１項に基づく損害賠償請求

①違法な業務執行に対する監視義務違反、行政懈怠

②仮処分決定を無視した違法な業務執行